

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：母子保健指導費

事業名 一般不妊治療（人工授精）助成事業費補助金

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 子ども・女性局子育て支援課 母子保健係

電話番号：058-272-1111（内 2680）

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 19,975 千円（前年度予算額：20,400 千円）

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | 繰入金 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 20,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,400 |
| 要求額 | 19,975 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19,975 |
| 決定額 | 19,975 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19,975 |

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

不妊に悩む夫婦は6～7組に1組と推定され、加齢に伴う妊孕性（妊娠のしやすさ）及び晩婚化により不妊症の夫婦は増加している。

不妊治療は各治療法を一定期間実施し、ステップアップしていくが、段階を進むに従い健康保険適用外となる。現在、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用助成を行っているが、特定不妊治療の前段階の治療に対しても経済的負担の軽減を図り、早期に不妊治療に臨める体制整備を図る必要がある。

（2）事業内容

特定不妊治療の前段階に行われる一般不妊治療のうち、健康保険適用外で国庫補助事業の対象外である人工授精の費用について、自己負担額の1/2以内の額について単年度5万円、通算2年を上限に市町村が助成金を交付した場合に経費の1/2を助成する。

（3）県負担・補助率の考え方

県 1 / 2

(4) 類似事業の有無

有

平成 16 年度から特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部に対し助成を実施。（国 1/2）

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額(千円) | 事業内容の詳細 |
|------|--------|-----------------|
| 補助金 | 19,975 | 50 千円×799 件×1/2 |
| 合計 | 19,975 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 岐阜県長期構想
- ・ 岐阜県少子化対策基本計画

(2) 国・他県の状況

47 都道府県中、16 都府県で一般不妊治療（人工授精）の助成を実施（令和元年度時点）

(3) 後年度の財政負担

国や市町村の動向等を注視し、事業の継続、見直し等を検討

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

| | |
|-----------|---|
| 補助事業名 | 一般不妊治療（人工授精）助成事業 |
| 補助事業者（団体） | 県内市町村（岐阜市含む） （理由） 市町村が実施する助成事業の経費の一部を助成する |
| 補助事業の概要 | （目的）保険適用外である一般不妊治療費による経済的負担の軽減を図り、早期に治療に臨める体制整備を図る。 （内容）健康保険適用外で国庫補助事業の対象外で治療費について、自己負担額 1 / 2 以内の額について単年度 5 万円、通算 2 年を上限に市町村が助成金を交付した場合に経費の 1 / 2 を助成 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・その他（ ） （内容）1 人あたり 2 5 千円を上限に 1 / 2 を補助。 （理由）1 組当たり 6 回の治療（約 10～12 万円）行うと想定し、治療費の 1/2 を市町村が助成し、その 1/2 を県が助成 |
| 補助効果 | |
| 終期の設定 | 終期 令和 6 年度 （理由）継続的に実施予定の事業であるが、事業内容の見直し時点として設定。 |

（事業目標）

| |
|---|
| <p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外かつ国庫補助対象外の一般不妊治療（人工授精）への助成を県下全域の市町村で実施されるようにする。</p> |
|---|

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (H26 年 度末) | R2 年度 実績 | R3 年度 目標 | R4 年度 目標 | 終期目標 (R6) | |
|---------------------------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|----------|
| | | | | | 達成率 | |
| ① 一般不妊治療（人工授精）に対する助成事業を実施する市町村数 | 3 | 42 | 42 | 42 | 42 | % 100 |

| | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 補助金交付実績 | 8, 525 千円 | 8, 609 千円 | 8, 052 千円 |

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | 市町村が実施する助成事業の経費の一部を負担することで、市町村の負担軽減を図ることができた。(令和2年度助成件数：617件) ※事業実施市町村：42 交付申請市町村：40(うち2市町村は実績なし) 指標① 目標：42市町村 実績：42市町村 達成率：100% |
| 令和3年度 | 指標① 目標：42市町村 実績：___ 達成率：___% |
| 令和4年度 | 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___% |

(事業の評価)

| | |
|---|--|
| <p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p> | |
| (評価) 3 | 不妊治療に悩む夫婦は増加していることから、治療に要する経済的負担を軽減し、早期に不妊治療に臨める体制整備を推進することは少子化対策としても重要であり、事業の必要性は高い。 |
| <p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p> | |
| (評価) 3 | 助成事業を実施する市町村が、H26：3市村→H31：42市町村と大幅に増加し、一般不妊治療される方への負担軽減につながっている。 |
| <p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p> | |
| (評価) 1 | 人工授精1回あたりの費用は1~3万円と体外受精・顕微授精と比べて安価であるとともに、所得要件を撤廃するなど、比較的門戸を広くしているため、より一般不妊治療(人工授精)へアクセスしやすい環境が作られている。 |

(今後の課題)

| | |
|---|--|
| <p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 不妊治療が保険適用されることが予定されているが、現時点では適用となる治療内容が明確になっていないため、人工授精が適用されない場合は、市町村は今後も助成事業を継続していくと予想されるため、本補助事業についても、継続していく必要がある。</p> | |
|---|--|

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

当該事業は岐阜県長期構想における、子どもを生き育てやすい地域をつくるための施策として位置づけており、継続していく必要がある。